

「週休2日モデル工事」試行実施要領

平成28年 6月 8日
県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休2日モデル工事」(以下「モデル工事」という。)の実施の流れ、提出資料その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2 「週休2日」とは、一週間のうち、土・日曜日の休日の確保を原則とし、工程上の都合等やむを得ない場合は、監督員との協議により2日間の休日を確保(土・日曜日でなくても可とする。)する。

(試行の対象)

第3 モデル工事は、入札公告(指名通知)及び特記仕様書において、「週休2日モデル工事」である旨を記載するものとする。

入札公告(指名通知)例

5 その他の事項 本工事は、週休2日モデル工事の試行対象工事である。

特記仕様書記載例(第1章第 条に記載するものとする。)

第 条 休日の確保 本工事は、週休2日モデル工事の試行対象工事である。 試行にあたっては、『「週休2日モデル工事」試行実施要領』に基づき行う。 試行実施要領は、宮崎県ホームページから入手できる。 (http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaiiban/kokyojigyo/syukyu2kamoderu.html)

(業務の流れ)

- 第4 受注者は、週休2日の取得計画及び実績の確認のため、別紙1を参考とし、毎週末に週間工程表を主任監督員に提出することとする。
- 主任監督員は、週間工程表を基に休日の確保状況を確認する。
 - 受注者は、別紙2を参考とし、工事看板に「週休2日モデル工事」である旨を記載する。
 - 受注者は、モデル工事の実施にあたり、工期が不足することが判明した場合は、発注者に工期延伸の協議を行うこととする。
 - 受注者は、工事完了後14日以内(土、日、祝日含む)に別紙3によりアンケートに回答するものとする。

(留意事項)

第5 週休2日モデル工事の試行実施にあたっては、次の各号に留意することとする。

- (1) 下請工事も週休2日の対象とする。
- (2) 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等、下請工事に該当しないものは、週休2日の対象としない。
- (3) 祝日の有無に関係なく土・日曜日の休日の確保ができるよう計画する。
- (4) モデル工事はワンデーレスポンス対象工事とする。
- (5) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。

附 則

この要領は、平成28年 6月20日から施行する。